

# 第2次富士見市美化推進計画



平成27年4月

富士見市

# 目次

1	計画の基本的事項	2
1	1 計画の背景と目的	2
2	2 計画の位置付け	2
3	3 計画の期間	3
4	4 富士見市美化推進計画の成果と今後の課題	3
2	2 計画の基本方針	5
3	3 美化推進計画	6
1	1 続けよう 目を向け気づく まちの美化	6
2	2 育てよう 一人ひとりの 美化意識（捨てる人から拾う人へ）	7
3	3 取り組もう 「きれい」を守る 美化活動	8
4	4 広げよう チームワークで 美化運動	10
4	4 計画の推進体制	
1	1 推進体制	11
2	2 推進組織	11
5	5 計画の進行管理	
1	1 計画の実行	12
2	2 実績の公表	12
3	3 計画の点検・見直し	12
別表1	美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域	13

## 《資料編》

資料1	富士見市をきれいにする条例	16
-----	---------------	----

# 1 計画の基本的事項

## 1 計画の背景と目的

空き缶、たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや放置された犬のふんは、近くに住む人や通りかかる人の気分を害するとともに、ごみの投げ捨てが繰り返される等のまちの美化を阻害する負の連鎖を生み出します。また、歩行しながらの喫煙がもたらす受動喫煙の健康に与える影響や、手に持ったたばこも環境美化の観点から大きな問題となっています。

平成19年10月に施行された「富士見市をきれいにする条例」は、ごみの投げ捨てや路上喫煙、犬のふんの放置といった行為について基本的なルールを定めることにより、きれいで安全なまちづくりを進めることを目的としています。

富士見市では、この条例の掲げる理念を実現するために、市民等（※1）・事業者・行政が相互に連携し、まちぐるみで環境美化を推進するための計画として、平成22年4月に「富士見市美化推進計画」を策定し、様々な施策を推進するとともに環境美化活動を展開してきました。

「富士見市美化推進計画」の計画期間満了に伴い、これまでの環境美化活動の成果を踏まえるとともに、引き続き富士見市における環境美化の推進を図るため、「第2次富士見市美化推進計画」を策定するものです。

また、「三井ショッピングパーク ららぽーと富士見」の開業に伴い、富士見市へ訪れる人が増加します。きれいなまちに多くの人を招きもてなすためには、富士見市の掲げる美化推進の理念に対する理解と施策への協力が不可欠となるため、市民等・事業者・行政の役割を明確化する必要があります。

（※1）市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者

## 2 計画の位置付け

本計画は、「富士見市をきれいにする条例」の掲げる理念を実現するため、条例第14条の規定に基づく「美化推進計画」として位置付けられています。

### 参考

（美化推進計画）

第14条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。

- (1) 投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項
- (2) 路上喫煙を防止するための施策に関する事項
- (3) 環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項
- (4) 市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

### 3 計画の期間

計画の期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の著しい変化が生じた場合には、必要に応じて計画の変更を行うこととします。

### 4 富士見市美化推進計画の成果と今後の課題

#### 1 富士見市美化推進計画の成果

平成22年4月に策定した「富士見市美化推進計画」の4項目の基本方針に基づく成果は次のとおりです。

##### 基本方針 始めよう 目を向け気づく まちの美化

地域の美化推進を図るため、毎年5月と11月の最終日曜日を市内一斉清掃活動に取り組む「富士見市をきれいにする日」と定め、広報、ホームページや市内3駅での街頭キャンペーンを実施し、市民等への情報発信を行いました。

また、児童生徒への環境美化に対する啓発や意識の向上を目的に、環境問題啓発ポスター展を開催しました。



環境問題啓発ポスター展

##### 基本方針 育てよう 一人ひとりの 美化意識 ～捨てる人から拾う人へ～

美化意識の向上を図るため、環境問題に取り組む団体や事業者の協力を得て、富士見ふるさと祭りでの情報発信を継続的に実施しました。

また、協働によるまちづくり講座「出前講座」の活用について、市民や児童生徒の美化意識を育むためPRを図りました。



出前講座

##### 基本方針 取り組もう「きれい」を守る 美化活動

不法投棄の防止や犬のふんの放置を禁止する看板を作成し、マナー向上にむけ啓発活動を実施しました。また、犬の飼い方・しつけ方教室を開催し、犬のふんの放置禁止についての啓発を図りました。

不法投棄は、新たな不法投棄を招く恐れがある



街頭キャンペーン

ため、関係機関と協力し早急な対応を図るとともに、不法投棄防止のためのパトロールを継続して実施しました。

平成22年10月から市内3駅周辺を美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域に指定し、のぼり旗、路面シール等の設置、路上喫煙監視パトロール及び市内3駅での街頭キャンペーンを実施して啓発活動を行いました。

#### 不法投棄発生件数

(単位：件)

年 度	ごみ集積所	公 園	その他	合 計
平成22年度	77	5	153	235
平成23年度	101	4	171	276
平成24年度	122	2	118	242
平成25年度	70	1	109	180

#### 基本方針 広げよう チームワークで 美化運動

美化活動やクリーン作戦を実施している団体の情報を収集し、ごみ袋の配布等の支援を行いました。また、富士見市環境施策推進市民会議との協働による美化推進の啓発と併せてクリーン作戦を実施しました。



クリーン作戦

#### クリーン作戦取り組み実績

年 度	団 体 数	活動回数合計	参加人数合計
平成22年度	50 団体	74 回	6,389 人
平成23年度	52 団体	65 回	6,060 人
平成24年度	53 団体	83 回	7,684 人
平成25年度	61 団体	102 回	8,568 人

## 2 今後の課題

富士見市美化推進計画での取り組みは一定の広がりを見せているものの、市民等、事業者、行政が一体となり、更なる活動の推進、体制づくり、情報の共有を図ることが必要です。

第2次富士見市美化推進計画では、こうした取り組み、成果や課題を踏まえ、富士見市美化推進計画の基本方針のもとに引き続き計画を継続して推進していきます。市民一人ひとりが、富士見市に愛着と誇りを持ち、きれいなまちづくりへの第一歩を踏み出せるような意識の向上と啓発を図ることが求められています。

## 2 計画の基本方針

ごみの投げ捨て等の無い、清潔で美しいまちづくりを目指すために、以下の4項目を基本方針として定めます。

### 《続けよう 目を向け気づく まちの美化》

地域の環境美化についてのさまざまな情報を、多くの人々が共有し、相互に関心を深めることができるよう、市民等・事業者・行政が情報を積極的に発信します。

### 《育てよう 一人ひとりの 美化意識（捨てる人から拾う人へ）》

地域の環境やそこに住む人のことを思いやることで、ごみを捨てる人から、ごみを拾う人になるよう、美化意識を育むとともに、子どもたちへの環境教育を社会全体で進めます。

### 《取り組もう 「きれい」を守る 美化活動》

きれいな道路や適正に管理された土地には、ごみの投げ捨てを繰り返されることや不法投棄はされにくいものです。まちがきれいであり続けられるよう、日々の美化活動に努めるとともに、条例の理念を実現するための環境づくりを進めます。

### 《広げよう チームワークで 美化運動》

地域で活動している個人や団体のネットワークづくりを推進することで、それぞれの主体が相互に連携し、まちぐるみで環境美化の取り組みを進められるような体制づくりをします。

### 3 美化推進計画

#### 1 続けよう 目を向け気づく まちの美化

##### 【施策の考え方】

投げ捨てられたごみや放置された犬のふんの無い、きれいなまちをつくるためには、市民一人ひとりが自分の住むまちの環境に目を向けて、関心を持つことが必要です。地域で環境美化に関する活動をしている団体や個人が、どのような取り組みを行っているのかを広くPRすることや、地域の環境美化に関するイベントを開催することによって、より多くの方が身近な環境に関心を持つことでまちの美化は保たれます。

##### 【各担い手の役割】

##### 市民等

- ・地域の環境に関する情報を積極的に収集したり、環境美化等のイベントに参加したりすることで、身近な環境に関心を持つよう努めます。
- ・地域で環境美化に関する活動をしている市民団体等は、自らの活動が多くの人の目に触れるように、PR活動を積極的に行います。

##### 事業者

- ・自らの取り組んでいる地域の美化活動や、環境にやさしい活動を広くPRします。
- ・環境美化に関するイベントを積極的に開催します。

##### 行政

- ・地域の環境美化に関する講座を開催し、啓発に努めます。
- ・地域で行われている美化活動等について、広報、ホームページやメディアを活用し、市民等への情報提供に努めます。
- ・環境美化のポスターや標語を募集するとともに、啓発活動の際に積極的に活用します。
- ・「富士見市をきれいにする条例」の趣旨をより多くの人に知ってもらうための街頭キャンペーンを継続的に実施します。
- ・美化活動を推進する事業者や団体に対する顕彰制度を導入します。

## 2 育てよう 一人ひとりの 美化意識 ～捨てる人から拾う人へ～

### 【施策の考え方】

投げ捨てられたごみや放置された犬のふんは、近隣に住む人や通行人を不快な気分させるだけでなく、ごみの投げ捨てが繰り返される等、まちの美化を阻害する負の連鎖を生み出します。市民一人ひとりがまちをきれいに保とうとする意識を持つことによって、そのような行為をしないようにする心を育むことが必要です。また、まちがきれいであり続けられるように、自宅の周囲の美化に努めることや、捨てられたごみを拾おうとする気持ちも大切です。市民一人ひとりが他人を気づかう思いやりを持つことが、みんなが快適に暮らせるまちをつくるのです。

特に、富士見市の将来を担う子どもたちの美化意識を育むことは重要です。教育の現場だけでなく、大人が率先して模範を示し、社会全体での教育をしていくことが重要です。

### 【各担い手の役割】

#### 市民等

- ・ 周囲に与える影響を考え、ごみの投げ捨ては絶対にしません。
- ・ 道路は市民等が共同して利用するものであることを認識し、犬のふんは放置せず回収します。
- ・ 道端のごみは、たとえ自分が捨てたものでなくても拾うよう心がけます。
- ・ 外出先で出たごみは、自宅に持ち帰るよう心がけます。
- ・ 家庭ごみの分別や清掃活動に地域ぐるみで取り組み、全員で美化意識を高めます。

#### 事業者

- ・ 地域の一員としての意識を持ち、積極的に周辺の美化に努めます。
- ・ 社員研修等を通じて、社員の地域への美化意識、環境に配慮する意識を養います。

#### 行政

- ・ 美化意識の向上のために更なる情報提供や啓発を行い、環境美化に関するイベントにおいて積極的に働きかけます。
- ・ 地域の美化意識を育むため出前講座等を通じて、環境教育を更に充実させます。
- ・ 職員自らクリーン事業等に参加し、率先して市内の環境美化に取り組みます。



### 3 取り組もう 「きれい」を守る 美化活動

#### 【施策の考え方】

丁寧に掃き清められた道路や、こまめに管理された土地には、ごみの投げ捨てが繰り返されることや不法投棄はされにくいものです。市民等・事業者・行政がそれぞれの役割に基づき、積極的な美化活動に取り組むことによって、きれいな環境づくりを維持することが重要になります。なお、路上喫煙対策に関する施策を継続し、さらなる啓発活動の充実を図ります。

#### 【各担い手の役割】

##### 市民等

- ・ごみの分別と資源化に努めます。
- ・集積所の美化を保つよう努めます。
- ・自宅の周囲を清掃するとともに、地域の清掃活動に積極的に参加します。
- ・通勤・通学路等、生活道路の清掃に努めます。
- ・外出の際にはごみを拾うよう努めます。
- ・土地の管理者は、ごみの投げ捨て防止等の対策に努めます。
- ・不法投棄を発見したら市に連絡します。
- ・路上喫煙禁止区内では路上喫煙はしません。
- ・路上喫煙禁止区域以外でも路上喫煙はしないよう努めます。

##### 事業者

- ・事業所は、ごみの資源化と排出抑制に努めます。
- ・事業所で排出されたごみはきちんと分別し、適正に処理します。
- ・事業所の周辺の清掃を行うとともに、地域の一員としての自覚を持ち、地域の清掃活動に積極的に参加します。
- ・飲料の自動販売機を置く事業者及び設置場所の管理者は、回収容器を設置するとともに、自動販売機の周囲を清潔に保ちます。
- ・路上喫煙禁止区域以外でも路上喫煙はしないよう、従業員に働きかけます。
- ・「三井ショッピングパーク ららぽーと富士見」は、地域の美化推進に関し、富士見市と連携して来場者に対する周知を図ります。

## 行政

- ごみの投げ捨てや犬のふんの放置、路上喫煙を防止するための看板を作成し、希望者に配布します。
- 不法投棄の通報があったときには、関係機関と連携し、速やかに処理します。
- 不法投棄を防止するためのパトロールを継続します。
- 美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域（別表1参照）において、ごみの投げ捨ての禁止や路上喫煙防止への啓発を積極的に推進します。また、新たな美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域の指定については、必要に合わせて検討を進めます。
- 路上喫煙禁止区域に設置された啓発物の維持管理を行い、市民等への周知を図ります。
- 路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の実態を把握するため、定期的に現地調査を行います。
- 「三井ショッピングパーク ららぽーと富士見」と連携し、美化推進に関する協議を実施します。

## 4 広げよう チームワークで 美化運動

### 【施策の考え方】

きれいなまちをつくるためには、市民一人ひとりが地域の環境に配慮するだけでなく、隣近所で共同して取り組むことも求められています。日頃のコミュニケーションや町会・自治会の活動に参加することによって、お互いに協力できる雰囲気づくりをしておくことが大切です。

富士見市全体の環境美化に向けた取り組みを推進するために、さまざまな市民が交流し、情報交換できるようにするための組織づくりをすることで、富士見市の美化をまちぐるみで進めることが重要です。

### 【各担い手の役割】

#### 市民等

- ・日頃のコミュニケーションを活発にし、環境美化を近隣同士で進めます。
- ・ごみの投げ捨てや犬のふんを放置する人がいたら、声かけをするよう努めます。
- ・町会や自治会に環境部を設置し、地域の環境美化について話し合います。
- ・美化推進重点区域等で積極的な活動をするための、仕組みづくりを検討します。
- ・地域で環境に関する活動をしている市民団体等は、他の団体との交流や情報交換を積極的に行い、協力の輪を広げます。

#### 事業者

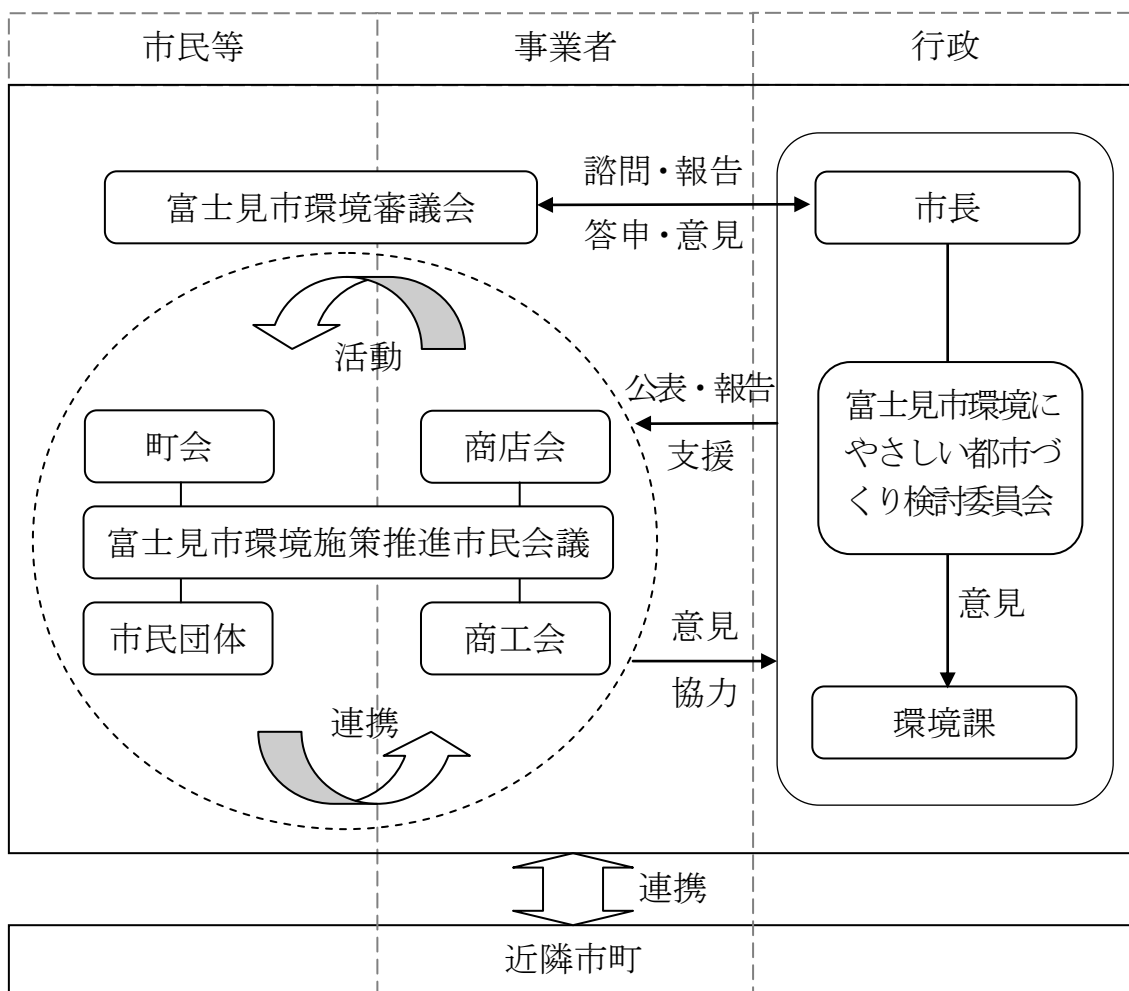
- ・地域の住民や町会、市民団体等と積極的に交流し、地域の環境美化に関する情報交換や活動を行います。
- ・商店会等では、ごみの分別や美化活動について一致した行動が取れるよう努めます。
- ・美化活動の協賛事業者になるよう努めるとともに、自らの活動に際しては、他の事業者に協力を呼びかけます。

#### 行政

- ・地域で環境に関する活動をしている団体等の情報を収集し、市民等に情報を提供します。
- ・清掃活動をしている事業者や町会、市民団体との連携を深めるための交流や情報交換を行う場を提供します。
- ・環境美化に関するイベントに、多くの市民等・事業者からの協力が得られるよう、呼びかけを行います。
- ・「富士見市をきれいにする日」や「富士見クリーン作戦」にて清掃活動を継続して支援します。

## 4 計画の推進体制

### 1 推進体制



### 2 推進組織

#### ● 富士見市環境施策推進市民会議

富士見市の環境の保全及び創造のために、市民等・事業者・行政が相互に連携しながら、それぞれの役割や能力に応じた取り組みを行っていく組織です。

#### ● 富士見市環境審議会

学識経験者や市民団体の代表から構成され、市長からの諮問に応じて、富士見市の環境の保全及び創造についての調査・審議を行い、必要に応じて意見を述べる組織です。

#### ● 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

環境施策についての検討・調整をする行政内部の組織です。

## 5 計画の進行管理

### 1 計画の実行

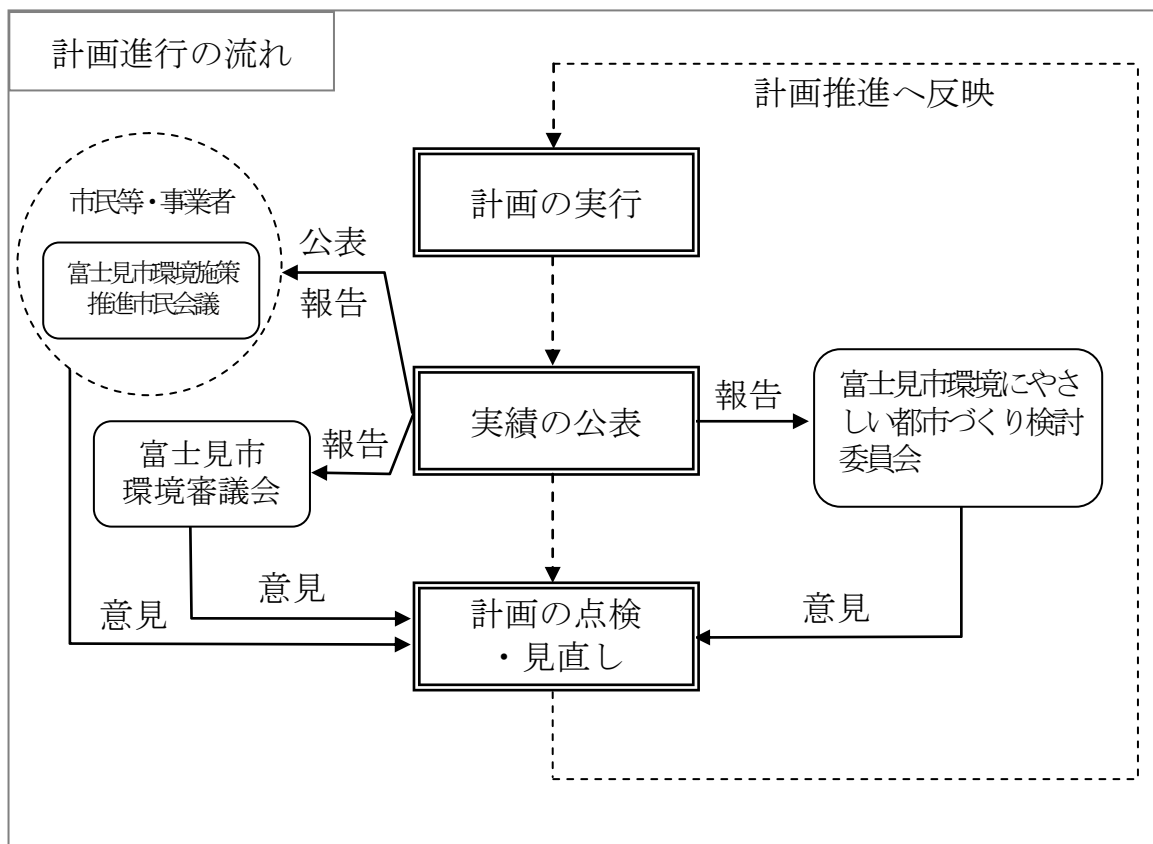
市民等・事業者・行政のそれぞれの主体が、計画に沿った取り組みを実施し、まちぐるみで地域の環境美化を進めていきます。

### 2 実績の公表

計画に基づく取り組みの実績を取りまとめ、年次報告書「富士見市の環境」や市のホームページ等で広く公表します。

### 3 計画の点検・見直し

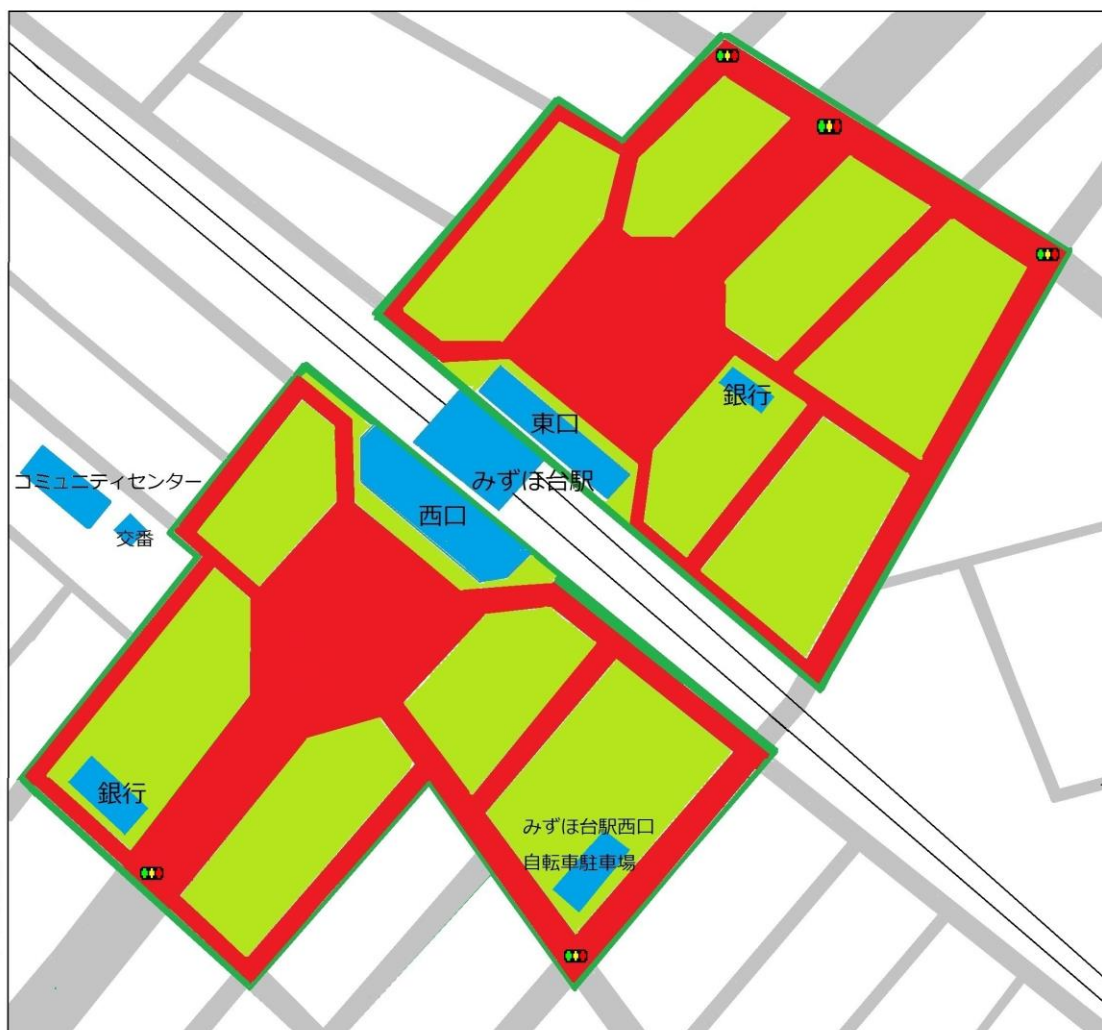
公表された取り組み実績に対する、市民等・事業者や環境審議会、富士見市環境施策推進市民会議からの意見を集め、次年度以降の計画の推進に反映させます。また、社会情勢や環境問題に変化が生じた場合には、必要に応じて美化推進重点区域、路上喫煙禁止区域等、計画の見直しを行います。





別表 1

美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域

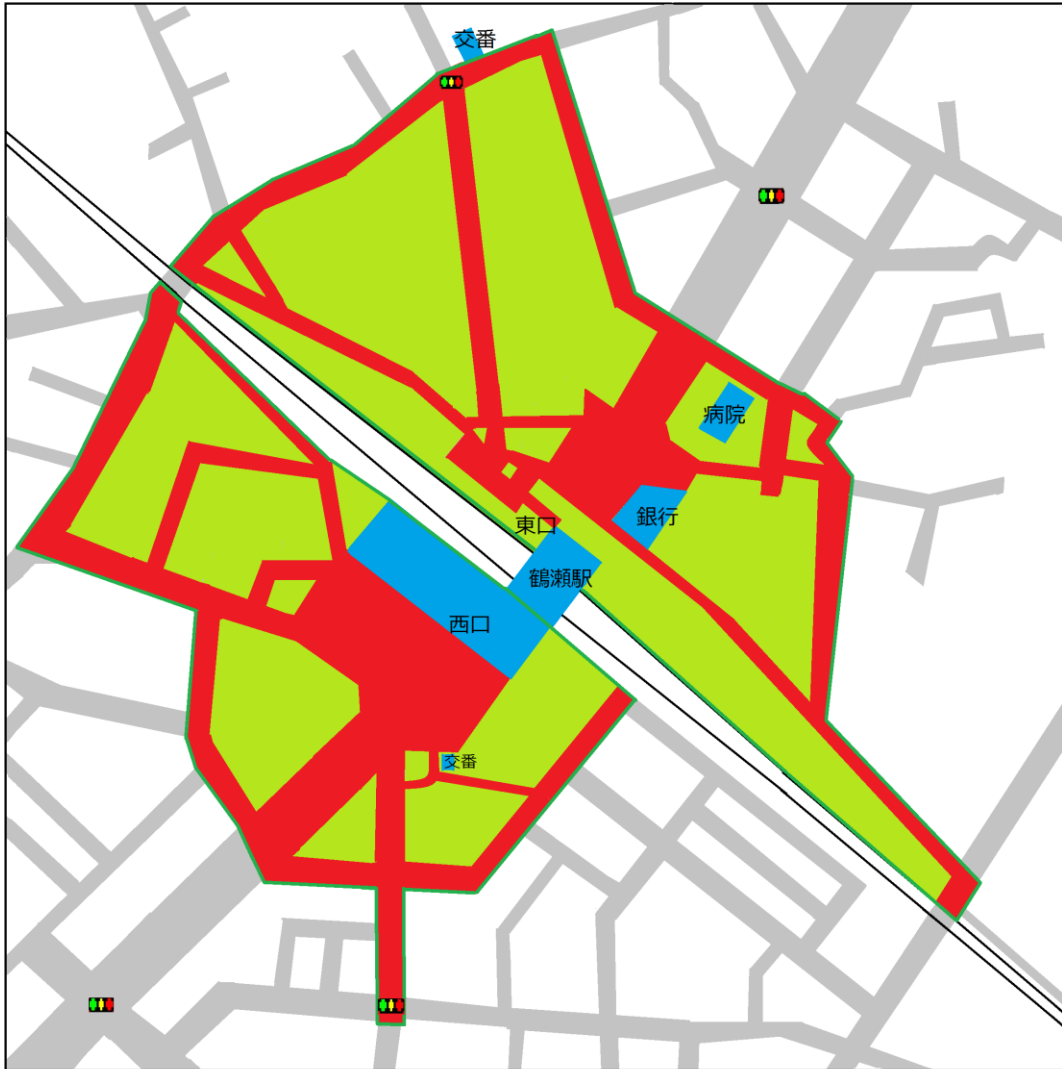
みずほ台駅周辺





 美化推進重点区域

 路上喫煙禁止区域

鶴瀨駅周辺




 美化推進重点区域

 路上喫煙禁止区域

ふじみ野駅周辺



-  美化推進重点区域
-  路上喫煙禁止区域



# 資料編

## 資料 1

### 富士見市をきれいにする条例

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 投げ捨て 空き缶等を持ち帰らず、これを回収容器その他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。

(2) 放置 犬のふんを持ち帰らず、放置することをいう。

(3) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので、投げ捨てられることによりごみの散乱の原因となるものをいう。

(4) 公共の場所 市内の道路、公園その他屋外の公共の用に供する場所をいう。

(5) 路上喫煙 公共の場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者をいう。

(7) 事業者 市内で事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。

(8) 市民団体 主に市民により組織された営利を目的としない団体をいう。

(9) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び市民団体と協働して具体的な推進計画を定め、実施しなければならない。

3 市は、まちをきれいにする活動を自主的に行う市民団体から協力依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器

等に収納しなければならない。

2 市民等は、犬を散歩させるときは、犬のふんを処理するための用具を携帯し、それを当該用具に入れて持ち帰り、適正に処理しなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止に関する施策(以下「美化推進施策」という。)に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、投げ捨てを防止するために必要な措置を講じるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の環境美化に努めるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(投げ捨ての禁止)

第7条 市民等は、空き缶等の投げ捨てをしてはならない。

(放置の禁止)

第8条 市民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に犬のふんを放置してはならない。

(路上喫煙の防止)

第9条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、公共の場所を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(美化推進重点区域の指定)

第10条 市長は、環境美化の推進を図るため、特に必要があると認める区域を美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により重点区域を指定しようとするときは、関係地域住民及び関係団体の意見を聴くものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第11条 市長は、重点区域において、路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認める区域を路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、路上喫煙禁止区域について準用する。

(路上喫煙の禁止)

第12条 市民等は、禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

- (1) 重点区域において第7条又は第8条の規定に違反した者
- (2) 前条の規定に違反した者

(美化推進計画)

第14条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。

- (1) 投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項
- (2) 路上喫煙を防止するための施策に関する事項
- (3) 環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項
- (4) 市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。



---

---

## 第2次富士見市美化推進計画

平成27年4月

---

---

発行 富士見市  
編集 富士見市自治振興部環境課

〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800 番地の1  
電話 049-251-2711 (代) FAX 049-253-2700